

子どもに関する助成・

児童手当

A

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育している方に支給されます。出生から15日以内に手続きをしてください。

児童扶養手当

B

父母の離婚・父または母の死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方に手当てを支給する制度です。

ひとり親家庭等医療制度

C

母子家庭・父子家庭・養育者家庭の医療費の自己負担を助成する制度です。

子ども医療費支給制度

C

健康保険に加入している高校生までの子どもの医療費の自己負担を助成する制度です。出生から30日以内に手続きをしてください。

障害児福祉手当

D

20歳未満の人で知的・精神又は身体に重い障がいがあって、日常生活でいつでも介護を必要とする在宅の障がい児に支給されます。ただし、福祉施設に入所中の人は対象になりません。また、本人及び家族等の所得により支給制限があります。

特別児童扶養手当

D

知的・精神又は身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給されます。(所得により支給制限があります。)

育成医療制度

D

障がいのある児童で、その身体障がいを除去軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して提供される自立支援医療費の支給をする制度です。

未熟児養育医療給付制度

E

未熟児で(医療機関にて)入院が必要な場合に医療費の一部を助成する制度です。

支援制度一覽



病児保育

F

病気の回復期等にあり、集団保育等が困難な児童を施設で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。

重度障がい者医療制度

C

3歳以上の人で一定以上の障がいをお持ちの方の医療費の自己負担を助成する制度です。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

B

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、乳児院等において児童を一定期間養育し、又は保護することができます。

就学援助制度

G

公立の小・中学校に在籍している児童生徒の世帯の所得が一定基準以下の場合に就学に必要な学用品費や給食費、修学旅行費などを援助する制度です。

申請に持参するものは、HPもしくは各担当部署にお問い合わせください

A

こども育成課 こども育成係
☎0949-25-2148

B

子育て・障がい支援課 児童家庭係
☎0949-25-2133

C

保険課 保険年金係
☎0949-25-2113

D

子育て・障がい支援課
障がいサービス係
☎0949-25-2139

E

子育て・障がい支援課 母子保健係
☎0949-25-2114

F

兼手乳児院
☎080-8568-6684

F

あざかみこどもクリニック
☎0949-25-2666

G

教育総務課 教育総務係
☎0949-25-2321